

## 農山漁村地域整備計画事後評価結果書

<b>計画の名称</b>	<b>南国市十市地域担い手農家育成整備計画</b>		
<b>計画策定主体</b>	高知県	<b>計画期間</b>	平成22年度～平成23年度
<b>対象市町村</b>	南国市		
<b>計画目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高知県中央部の南国市南部に位置する「十市」地域は、海岸線背後地の平地農業地域であるが、狭小不整形な農地が大半を占め進入耕作道も未整備なため、効率的な農業経営が困難な状況にある。</li> <li>・ 高齢化等による規模縮小や離農希望者があるなかで、現況の基盤条件では担い手農家への農地集積が図れず耕作放棄地の発生が懸念される。</li> <li>・ このため、区画整理と幹線農道整備を一体的に行って効率的な農業経営が可能な優良農地を確保するとともに、ハード整備を契機とした担い手農家への農地利用集積を促進し、地域農業の担い手を育成する。</li> </ul>		
<b>定量的指標</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 狭小不整形な農地の区画整理と通作交通の改善により、効率的な農業経営が可能な優良農地61.2haを確保する。</li> <li>② 経営規模を拡大して効率的な農業経営に取り組む意欲が高い農家4名を、地域の「担い手」として選定し認定農業者に育成する。</li> <li>③ 「担い手」に規模縮小意向農家等の農地集積を図り、担い手農家が経営する農地面積を、事業完了時点で22.0ha（面積シェア=35.9%）とする。</li> </ol>		
<b>整備計画の事後評価（評価項目）</b>			
<b>定量的指標の達成状況評価</b>			
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 経営体育成基盤整備事業及び基幹農道整備事業の完了（H23年度末）により、狭小不整形な農地が50aの標準区画として整備され、また、通作交通の改善のための幹線農道が整備されたことにより、61.4haの優良農地が確保された。→目標達成</li> <li>② 平成23年度末時点で、意欲が高い農家2名が、地域の担い手として認定農業者となり農業に取り組んでいる。しかし当初認定農業者となることを目標としていた他の2名については、地区内で農業を営んではいるが、現時点では認定農業者の資格を有していない。→目標未達成</li> <li>③ 農業基盤整備の実施により優良農地が確保されたことで、担い手農家へ23.4ha（面積シェア=38.1%）の農地集積が図られた。→目標達成</li> </ol>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>※担い手として計画していたが認定農業者の資格を有していない2名の地区内での耕作面積は、それぞれ6.2ha、3.4ha。 これらを加えると、地区内では4名に33ha程度集積（面積シェア=53%）が図られている。（4名は任意組織である十市地区生産組合のオペレーターとして農作業を受託）</p> </div>			
<b>整備計画の事後評価結果・意見</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほ場整備、基幹農道整備とも計画通り完了し、優良農地が確保されている。</li> <li>・ 認定農業者は計画の4名にはならなかったが、資格を有していない2名についても地区内の生産組合のオペレーターとして農作業の受託をしており、農地利用集積が促進されていることから、本計画の目標は概ね達成されている。</li> <li>・ 今後は、一層の経営効率化を図るため、生産組合の法人化も視野に入れた対応が望まれる。</li> </ul>			

## 農山漁村地域整備計画

計画の名称	南国市十市地域担い手農家育成整備計画
計画策定主体	高知県
対象市町村	南国市
計画の期間	平成22年度～平成23年度（2年間）
計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県中央部の南国市南部に位置する「十市」地域は、海岸線背後地の平地農業地域であるが、狭小不整形な農地が大半を占め進入耕作道も未整備なため、効率的な農業経営が困難な状況にある。</li> <li>・高齢化等による規模縮小や離農希望者があるなかで、現況の基盤条件では担い手農家への農地集積が図れず耕作放棄地の発生が懸念される。</li> <li>・このため、区画整理と幹線農道整備を一体的に行って効率的な農業経営が可能な優良農地を確保するとともに、ハード整備を契機とした担い手農家への農地利用集積を促進し、地域農業の担い手を育成する。</li> </ul>
定量的指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭小不整形な農地の区画整理と通作交通の改善により、効率的な農業経営が可能な優良農地61.2haを確保する。</li> <li>・経営規模を拡大して効率的な農業経営に取り組む意欲が高い農家4名を、地域の「担い手」として選定し認定農業者に育成する。</li> <li>・「担い手」に規模縮小意向農家等の農地集積を図り、担い手農家が経営する農地面積を、事業完了時点で22.0ha（面積シェア＝35.9%）とする。</li> </ul>

## 対象事業

(単位：千円)

事業名	地区名	事業実施主体	工期	総事業費	主な事業内容
経営体育成基盤整備事業(一般型)	十市	高知県	H22 ～ H23	106,050	付帯工事 1式 換地処分 61.2ha
農道整備事業	南国西南	高知県	H22 ～ H23	95,970	農道 1,110m
合計(全体事業費)				202,020	

# 農山漁村地域整備計画事前評価結果書

計画の名称	南国市十市地域担い手農家育成整備計画		
計画策定主体	高知県	計画期間	平成22年度～平成23年度
対象市町村	南国市		
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県中央部の南国市南部に位置する「十市」地域は、海岸線背後地の平地農業地域であるが、狭小不整形な農地が大半を占め進入耕作道も未整備なため、効率的な農業経営が困難な状況にある。</li> <li>高齢化等による規模縮小や離農希望者があるなかで、現況の基盤条件では担い手農家への農地集積が図れず耕作放棄地の発生が懸念される。</li> <li>このため、区画整理と幹線農道整備を一体的に行って効率的な農業経営が可能な優良農地を確保するとともに、ハード整備を契機とした担い手農家への農地利用集積を促進し、地域農業の担い手を育成する。</li> </ul>		
定量的指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>狭小不整形な農地の区画整理と通作交通の改善により、効率的な農業経営が可能な優良農地61.2haを確保する。</li> <li>経営規模を拡大して効率的な農業経営に取り組む意欲が高い農家4名を、地域の「担い手」として選定し認定農業者に育成する。</li> <li>「担い手」に規模縮小意向農家等の農地集積を図り、担い手農家が経営する農地面積を、事業完了時点で22.0ha（面積シェア＝35.9%）とする。</li> </ul>		
整備計画の事前評価（評価項目）			
(1) 目標の妥当性			
【関連する計画との整合性が図られているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性の高い農業への転換と担い手の確保に資する基盤整備の推進は、平成19年度作成の「高知県農業農村整備推進基本方針」における主要な取り組み項目の1つであり、本整備計画との整合は図られている。</li> </ul>			
【地域の課題に適切に対応する目標となっているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本地域は、基盤が未整備で営農条件が悪いなか高齢化等により営農意欲が低下し、平成17年度のほ場整備着手前には調整水田が33.9%を占めるなど、耕作放棄地への移行が懸念されていた。このため、基盤整備と担い手農家の育成は本地域の課題に即したものであり、設定した目標は地域課題に適切に対応するものである。</li> </ul>			
(2) 整備計画の効果・効率性			
【整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか。また、事後評価ができる適切な指標となっているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価指標は、対象事業で整備し確保する優良農地の面積と、本地域の農業を将来にわたって担う「担い手農家」の育成数、また農地集積により拡大させる当該担い手の経営農地面積としている。整備計画の目標と整合がとれており、また事後評価が可能な指標である。</li> </ul>			
【構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本整備計画は、担い手育成を目的としてほ場整備を行う「経営体育成基盤整備事業」と、通作交通の改善を行う「農道整備事業」で構成している。設定した指標は、事業実施による効果を評価するものとして適切である。</li> </ul>			
(3) 整備計画の実現可能性			
【円滑な事業執行の環境が整っているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本地域には「南国市東沢土地改良区」が組織されており、円滑な事業執行体制は整っている。また、平成21年度までの事業進捗は92%であり、残工事の執行に特段の障害はない。</li> </ul>			
【地元の機運が醸成されているか。】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>地元農家は一刻も早い事業完了を望んでおり、担い手農家への農地集積に向けた話し合い等も意欲的に行われている。</li> </ul>			
整備計画の事前評価結果・意見			
<ul style="list-style-type: none"> <li>十市地域の優良農地を整備・確保し、担い手農家を育成していくことは重要であり、目標及び指標ともに妥当性が認められる。</li> <li>また、9割を超える事業進捗であることから、早期・円滑な事業完了に努める必要がある。</li> </ul>			